

東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例

〔運営協議会〕

- 第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により、管理者の諮問に応じ、少年センターの運営に関することを審議するため、東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、管理者が委嘱する次に掲げる委員16名をもって組織する。
- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 組合構成市の教育長      | 3人 |
| (2) 組合構成市の社会教育担当課長 | 3人 |
| (3) 社会教育関係団体代表者    | 4人 |
| (4) 知識経験のある者       | 6人 |
- 3 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

管理者の諮問：「**有識者または一定機関に意見を求めること**」

- (1) 多治見市教育長、瑞浪市教育長、土岐市教育長
- (2) 多治見市教育推進課長、瑞浪市社会教育課長、土岐市生涯学習課長
- (3) 多治見市PTA連合会、瑞浪市PTA連合会、土岐市PTA連合会、多治見地区高等学校PTA連合会
- (4) 東濃子ども相談センターT所長、多治見警察署生活安全課長、多治見地区高等学校生徒指導担当校長、東濃教育事務所教育支援課学校地域連携係 コンビニエンスストア等防犯協会会長、ピアゴ多治見店店長

- 4月の定期異動等で、本人氏名の確認。
- 5月に運営協議会委員に委嘱状を配付。
- 7月と12月（1月の場合もあった）に運営協議会を実施してきた。

これまでの運営協議会のあり方は何だったのか？

**ある事案に関して有識者で構成された審議会などのような機関に問い、見解を求めること。諮問を受けた機関が回答する、回答を提出することは「答申」などと呼ばれることが多い。**

このように諮問を読み解くと、運営協議会で検討する内容に関してどうであったかという疑問が生じます。しかし、管理者から少年センターの運営上の課題について答申を求めるような諮問が定期的にあったわけではない。

今まで年2回の運営協議会を実施してきた意味を考えると、

少年センターの運営に関して、それぞれの立場からの意見をいただく場としたり、それぞれの立場での情報交換の機会としたりしてきた。

各務原市、羽島市、関市、可児市の少年センターにおいても同様な運営委員会を設置している。

平成31年度東濃西部少年センター重点事業

所属名 東濃西部広域行政事務組合

施設名 東濃西部少年センター

重 点 事 業		
標 題	実施する業務内容	担 当
1 若者との信頼関係を構築する「声かけ活動」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年指導員5～6名の班による月1回の組織的・計画的な「声かけ活動」を実施する。</li> <li>・7～8月は、花火大会や地域の夏祭り等に焦点をあて、夏休み夜間特別活動を実施する。</li> <li>・声かけ活動の基本は、「あいさつ」「会話」「励まし」「ねぎらい」「ほめる」とする。</li> <li>・少年指導員の研修を実施し、職務を遂行するのに必要な資質の向上に努める。「新任少年指導員研修会」「3地区合同研修会」</li> </ul>	指導主任 事務担当
2 若者が主体的に関わる「啓発活動」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東濃西部の10高等学校と東濃特別支援学校との連携を密にし、JR駅周辺で「若者から若者へ」の「啓発活動」を年間各校2回実施する(合計22回)。</li> <li>・11月の「内閣府：子ども・若者育成支援強調月間」では、若者主体の活動を企画し推進する。</li> </ul>	所長 指導主任
3 悩みをあたたく受け止める「相談活動」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんコール(電話)・あんしんメール・面談などの方法によって、相談者の悩みに、火～土曜日の10時～17時まで対応する(メールは24時間受付ける)。</li> <li>・相談者と信頼関係を深めることを大切にし、傾聴と共感に徹した対応で解決へと導くよう努める。</li> <li>・他機関との連携を深め、相談内容によっては、専門機関への橋渡しを行う。</li> <li>・高度な事案についても適切に対応できるように研修に努める。</li> </ul>	所長 指導主任 事務担当
4 地域社会に理解や協力を求める「広報活動」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月に要覧を発行し、センターの概要や運営方針、業務内容を紹介する。</li> <li>・全指導員、関係機関を対象にして、毎月15日に「月だより」を発行し、「声かけ活動」の指導状況を報告する。</li> <li>・年3回「センターだより」を発行し、センターの業務実施状況の周知や3地区の活動の様子などを紹介する。</li> <li>・市民を対象にして、少年センターの事業内容を知ってもらうPR活動を東濃西部広域行政事務組合発行の「広域だより」を通じて行う。</li> <li>・青少年健全育成支援団体と連携を密にし、少年指導員の活動に理解と協力を求める。</li> </ul>	所長 指導主任

**基本理念として****子ども・若者育成支援推進法**

## 第一章 総則 第二条の四

子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

**岐阜県青少年健全育成条例**

## 第1章 総則 第3条

青少年の健全な育成は、青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標を持って心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行わなければならない。

**東濃西部少年センターとして****東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例**

## 第1条

青少年の健全な育成を期し、少年の指導活動を総合的に推進するため、東濃西部少年センターを設置する。

このように、少年センターの目的の中心を「青少年の健全育成」に置き、関係機関から少年指導員を推薦していただいている（第6条 少年センターに少年指導員200人以内を置く）。

具体的には、東濃西部3市の市民会議・保護司会・更生保護女性会・民生児童委員・主任児童委員・小中学校及びPTA・高等学校及びPTA・東濃特別支援学校から推薦していただき、平成30年度は194人で少年指導員を構成している。

**センターだより No.61 H30.3.1**

しかし、少年指導員を推薦していただくにあたって、問題がないわけではありません。さまざまな課題を抱えているのが現状です。

- ・働き方改革が叫ばれる中、教員の長時間労働の問題。
- ・小規模校における校務の重複による問題。
- ・学校の統廃合による学校数の減少。濃南小学校、瑞浪南中学校、間もなく開校の瑞浪北中学校。
- ・各種団体の構成員の高齢化。
- ・学校PTA役員における充職的推薦。働き盛り年齢で、「声かけ活動」になかなか参加できない。
- ・町内会、区などの役職が特定の人に集中していて、少年指導員の受け手がなかなかみつからない。

このように、様々な課題を抱えながらも「声かけ活動」の趣旨をご理解いただき、青少年の健全育成に向けて今後ご支援よろしく申し上げます。今後は、MAX200名に満たない状況が出ることはあると思いますが、それぞれの地域で、より多くの大人が子ども・若者に声をかけ、健やかに育っていく環境づくりに努めるということは、何も変わりありません。若者たちの将来に輝きを求めてがんばっていきたいと思います。

平成23年度から黄色いベストを管理者の声で、貸与から**永久貸与**とした。

平成25年度 「指導活動」から「声かけ活動」に統一し、指導の基本を「挨拶」「会話」「励まし」「ねぎらい」「ほめる」とした。地域の子ども・若者との関係づくりに努めてきた。

- ・地域の子ども・若者の健やかな成長を、地域の多くの大人の目や姿で導いていく。
- ・少年センターとしては、少年指導員を推薦していただく立場なので、青少年の健全育成という趣旨を理解していただいて協力を仰ぐ。